

平成 26 年度 堺市地域包括支援センター運営方針（案）

1. 基本方針

被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(1) 総合相談・支援

- ア 高齢者の実態把握と適切な支援
- イ 地域のネットワークの充実

(2) 権利擁護

- ア 行政との連携による高齢者虐待や困難事例への対応
- イ 認知症、消費者被害、高齢者虐待等の啓発と早期発見

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ア 医療と介護関係機関との連携体制の強化
- イ 地域のインフォーマルサービスとの連携強化

(4) 介護予防ケアマネジメント

- ア 地域住民への介護予防の普及啓発
- イ 二次予防事業対象者への適切なケアマネジメント

2. 重点取組事項

高齢者ができる限り、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者個人に対する支援とそれを支えるネットワークの充実を図る。

(1) 高齢者個人に対する支援の充実

- ア 地域包括支援センター職員個人の支援力の向上
- イ 介護支援専門員個人の支援力の向上

(2) ネットワークの充実

- ア 民生委員やボランティア等の地域組織との連携強化
- イ 見守りネットワークの充実・発展
- ウ 医療と介護の連携強化

(3) 地域ケア会議の開催

- ア 地域ケア会議の積み重ねによる地域課題の集約
- イ 関係機関での地域課題の検討やネットワーク構築による地域資源の充実

【参考】

介護保険法第 115 条の 47 第 1 項

市町村は、包括的支援事業をセンターに委託する場合は、委託先に対して、当該包括的支援事業の実施に係る方針を示さなければならない